

第1 消火器具

目次

I 概要

II 細目

1 設置場所等

(1) 設置場所

(2) 防護措置

(3) 特例適用基準

2 付加設置

3 標識

4 簡易消火用具

・通知一覧

I 概要

1 用語の意義

- (1) 消火器具とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 消火器とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの(固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く。)をいう。
- (3) 簡易消火用具とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
- (4) 住宅用消火器とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (5) 能力単位とは、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号。)第3条又は第4条(能力単位の測定)の規定により測定したもので、消火器具(住宅用消火器を除く。)の消火能力を示す単位をいう。
- (6) 大型消火器とは、能力単位が、A火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上のものをいい、薬剤量は、水消火器又は化学泡消火器にあつては80ℓ以上、機械泡消火器にあつては20ℓ以上、強化液消火器にあつては60ℓ以上、ハロゲン化物消火器にあつては30kg以上、二酸化炭素消火器にあつては50kg以上、粉末消火器にあつては20kg以上のものをいう。
- (7) 歩行距離とは、什器、壁等の障害物を避け、実際に歩行可能である部分の動線について測定される距離をいう。

2 小規模特定飲食店等(令第10条第1項第1号口に掲げる防火対象物であつて、延べ面積が150㎡未満のもの)に設置するもの。

- (1) 令第10条第1項1号口に規定する「火を使用する設備又は器具」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的とするものであり第5章火災予防条例審査基準の第1章総則1.(1).ア及び同(2).アに掲げるものをいう。なお、電磁誘導加熱式調理器や電気こんろ等の電気を熱源とする設備又は器具は対象に含まれないものであること。(II.2.(3).ウ.(イ)において同じ。)
- (2) 規則第5条の4に規定する「防火上有効な措置」は、次によること。なお、コンロの火口が複数ある場合、すべての火口に当該装置が設置されている場合のみ「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱うこと。
 - a 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいうものであること。(当該装置を有するものには、「PSマーク」又は「Siセンサー」等の表示がある)
 - b 「自動消火装置」とは、「火炎伝送防止装置」として「火炎伝送防止用自動消火装置の構造、材質、性能及び設備の基準」(平成20年消防局告示第2号及び「第3章 第1節第25フード等用簡易自動消火装置」)に適合したものであること。
 - c 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全

機能を有する装置」としては、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいうものであること。なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、当該装置には該当しないものであること。

II 細目

消火器具は、政令第10条第2項、省令第6条第6項及び第9条並びに条例第63条及び第64条の規定によるほか、次によること。

1 設置場所等

(1) 設置場所

ア 消火器具は、廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること。

イ 室内に設置する場合にあっては、出入口付近に1以上設置すること。★

ウ メーターボックス等に設置する場合は、専用の扉を設ける等、使用に際し容易に持ち出せる措置を講ずること。

エ 消火器具全体が高さ1.5m以下となるよう設けること。

(2) 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、適当な防護措置を講ずること。

なお、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講ずるとともに地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる場所に設けること。

ア 容器又はその他の部分が腐食するおそれのある場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

ウ 屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所

(3) 特例適用基準 ★

次に掲げる場所に設置する消火器具は、政令第32条又は条例第72条の規定を適用し、次によることができるものとする。

ア ボーリング場、アイススケート場、ダンスホール、体育館、舞台、集会場、ラック式倉庫のように、歩行距離20m以下ごとに配置できない用途又は業務の場所にあつては、それぞれの実態に応じて配置することができる。

イ 浄水場又は汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が、水管、貯水池又は貯水槽のみであるものにあつては、設置しないことができる。

ウ メゾネット型共同住宅は、一住戸を一階層とみなし、歩行距離を20m以下ごとに配置することができる。

2 付加設置

省令第6条第3項、第4項及び第5項並びに条例第63条により設置しなければならない消火器具については、1によるほか次によるものとする。

(1) 省令第6条第3項に規定する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取り扱い数量の算定は

「少量危険物等の審査基準」の制定について（通知）（平成17年11月28日堺消本指第994号）により、それぞれ算定すること。★

なお、第3章第3条第1項2号アに規定する合成樹脂類の貯蔵、取扱い数量の算定は、危政令別表第4に掲げる他の品名においても準用することとする。★

- (2) 省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次によること。なお、条例第63条第1項第2号の規定についても、これを準用する。

変圧器、配電盤とは、使用電圧が交流にあっては600Vを、直流にあっては750Vを超えるもの。

その他これらに類する電気設備とは、変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等をいう。）、発電機、蓄電池設備、燃料電池発電設備又は急速充電設備をいう。

ただし、次のアからキのいずれかに該当するものを除く。

ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

イ 内燃機関を原動力としない発電設備

ウ 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

エ 蓄電池設備で、蓄電池容量が10kWh以下のもの及び蓄電池容量が10kWhを超え20kWh以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号。以下「告示第7号」という。）第2に定めるもの

オ 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの

カ 蓄電池設備で、定格容量と電槽数の積の合計が4,800Ah・セル未満かつ蓄電池容量が10kWhを超え20kWh以下のものであって告示第7号第2に適合しないもの及び20kWhを超えるもののうち、令和7年12月31日までに設置されたもので、条例第20条の規定に適合しないもの【経過措置（令和6年1月1日付け改正条例、附則第4項）】

キ 配線、照明、電動機等

ク 急速充電設備で全出力が20kW以下のもの

- (3) 省令第6条第5項及び条例第63条第1項第3号に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次の設備の設置する場所をいうものであること。

ア 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

イ 据付面積2㎡以上の炉

ウ 次に掲げる厨房設備等

(ア) 当該厨房設備の入力と同一の厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350kW以上の厨房設備

(イ) 飲食店の小規模ガスコンロ、社員食堂の厨房及び学校の家庭科実習教室の厨房機器等、飲食物の調理を目的として設けられた火を使用する設備又は器具（個人の住居内又は住戸内を除く。）◆①

エ 入力70kW以上の給湯湯沸設備

オ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

(4) 能力単位等の算定に係る床面積について★

省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」がある場所及び条例第63条第1項第2号に規定する「変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備がある場所」並びに省令第6条第5項及び条例第63条第1項第3号に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」の床面積の算定は、第2章 消防同意審査基準 第1節 総論 第4 床面積、階及び高さの取扱い1. (2). カによること。

3 標識 ◆②

省令第9条第4号に規定する標識の形状等は、次によること。

なお、標識付近の見やすい位置に使用方法を簡記すること。

- (1) 標識の大きさは、短辺 8cm 以上、長辺 24cm 以上とすること。
- (2) 地を赤色、文字を白色とすること。
- (3) 文字の大きさは概ね 2.5cm 角以上とすること。★



a : 24cm 以上
b : 8cm 以上
c : おおむね 2.5cm 角以上



使用方法 (例)

4 簡易消火用具

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は 10ℓ 以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

イ 膨張ひる石は、日本産業規格 (産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下「JIS」という。) A5009 に、膨張真珠岩 (真珠岩を材料としたものに限る。) は、JIS A5007 にそれぞれ適合するものであること。

(2) 設置方法

設置する箇所ごとに、省令第6条第1項に定める能力単位が1単位未満とならないように設けること。

- ◆①「消防法施行規則第6条第5項の消火器の設置について」(昭和55年10月6日消防予第207号)
- ◆②「消防用設備等の標識類の様式について」(昭和44年10月20日消防予第238号消防庁予防課長)